

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方
（検討課題等）（4）

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（検討課題等）（4）

第2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備

考えられる制度の概要

- 1 対象者の円滑な社会復帰を図るため、更生緊急保護の事前調整について明文規定を整備するとともに、勾留中・起訴猶予処分前から更生緊急保護を行うことができるものとするなどして、更生緊急保護の対象範囲を拡大する。
- 2 検察官の被疑者に対する訓戒等について明示的规定を設ける。

【検討課題】

1 更生緊急保護の対象範囲の拡大等

(1) 更生緊急保護の事前調整についての明文規定の整備

- 趣旨
 - ・ 運用上行われている事前調整の要件及び手続等を定めることにより、より円滑な更生緊急保護の実施に資すること
- 要件，手続等

(2) 勾留中・起訴猶予処分前の者への対象範囲の拡大

- 趣旨
 - ・ 勾留中・起訴猶予処分前から就労支援や生活環境の調整等を行うことにより、円滑な社会復帰を図ること
- 現行法の趣旨との整合性
 - ・ 更生緊急保護の対象が釈放後・起訴猶予処分後に限定されている趣旨と整合するか。
- 要件，手続等

2 検察官による訓戒等の規定の整備

- 趣旨
 - ・ 検察官の再犯防止に向けた意識を涵養・継続するとともに、関係機関との連携を円滑化すること
- 必要性及び相当性
- 内容
 - ・ どのような内容の行為を行う規定とするか。